

公立大学法人秋田公立美術大学ファカルティ・ディベロップメント
委員会規程

平成25年4月1日

規程第11号

(設置)

第1条 公立大学法人秋田公立美術大学教育研究審議会規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第6条に基づき、本学における教員の教育研究活動および業務遂行における資質の向上および能力の開発に資するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育研究活動の組織的改善に関すること。
- (2) 教員の教育研究活動に係る能力向上のための研究計画の立案、実施および分析に関すること。
- (3) 学生による授業評価の企画、実施および分析に関すること。
- (4) 学外者（卒業生を含む。）によるファカルティ・ディベロップメントの評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ファカルティ・ディベロップメントの目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長又は学長の指名する理事
- (2) 事務局長
- (3) 前3号に掲げるもののほか、学長が指名する教職員 4人以内

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、委員を増減すること、又は期間を定めた上で前項に規定する者以外を委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、学長は、補欠の委員を指名することができる。

できる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名を受けた者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、第2条各号に掲げる事項について、その審議経過、結果等を学長に報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織および運営については、委員長が定める。

(関係者の意見聴取)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、事務局職員が作成し、議長が署名し、事務局長が保管する。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の協議内容について、教育研究審議会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。